

防府市乳児保育促進事業実施要綱

平成20年4月1日制定

(目的)

第1条 この事業は、乳児保育の促進を図るとともに、乳児の処遇の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、防府市とする。

- 2 この事業については、児童福祉法（昭和22年法律第164号。）第35条第4項の認可を受けた保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第12条に規定する幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」）への委託により実施する。

(事業内容)

- 第3条 乳児の入所については、年間を通じた入所児童数の変動があることから、各々の保育所等において安定的に乳児保育を実施できるよう、保育所においては児童福祉施設の設置及び運営に関する基準を定める条例（平成24年山口県条例第3号）第30条に規定する保育士、幼保連携型認定こども園においては幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山口県条例第35号）第7条に規定する保育教諭等（以下「保育士等」とする。）のほか、乳児保育のための保育士等を年度当初から配置する。
- 2 当該年度中に乳児を6人以上受け入れる場合は、保育士等に代えて保健師又は看護師を配置しても差し支えないものとする。

(事業実施の要件)

- 第4条 乳児の年度途中入所に対してあらかじめ計画的に入所枠を用意しており、かつ、年度途中において乳児が新たに入所する見込みがあること。
- 2 前項に伴い、第3条第1項に規定する保育士等のほか乳児の保育のために必要な保育士等を配置すること。
- 3 前年度末から当該年度当初にかけて、乳児の入所児童数が6人以

上減少する保育所等であること。

- 4 事業のための保育士等は、必要に応じ、年度途中入所児童のための入所前指導や地域の保護者とその児童に対し、保育についての相談・指導等を実施すること。

(費用)

第5条 市長は、この事業を実施する保育所等に対し、予算の範囲内で事業費を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 この事業を実施した保育所等は、事業完了後、速やかに実績報告書(第1号様式)を提出するものとする。

(関係書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた保育所等は、当該補助に関する帳簿及び関係書類を整備し、当該年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所

法人名

代表者名

（保育所名 ）

年度乳児保育促進事業実績報告書

1 乳児の数 (人)

	年										年		
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
計画 児童数													
実績 児童数													

2 保育士等の配置

	年3月		年4月	
	児童数	配置保育士等名	児童数	配置保育士等名
0歳児				
1歳児				
2歳児				
3歳児				
4歳児				
5歳児				